

平成 29 年度第 1 回北見市建築審査会議事録

日 時	平成 29 年 7 月 4 日 (金) 午前 10 時 00 分	
場 所	北見市役所北 2 条庁舎 3 階 庁議室	
出席者	委 員	渡邊委員、古屋委員、伊藤委員、佐藤委員、斎藤委員
	事務局	都市建設部 建設指導課
議 題	議案 建築基準法第 4 4 条第 1 項ただし書きの許可について	
会 議 結 果	議案 同意する。	
主な審議内容 議 案	<p>建築基準法第 4 4 条第 1 項ただし書きの許可について (市庁舎とまちきた大通ビルを連絡する道路上空通路)</p> <p>申 請 者 北見市長 辻 直孝</p> <p>地域・地区 商業地域</p> <p>敷 地 面 積 11,766.63 m²</p> <p>主 要 用 途 市庁舎</p> <p>構 造 ・ 規 模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 7 階、地下 1 階</p> <p>建 築 面 積 3,163.40 m²</p> <p>延 面 積 17,231.88 m² (うち、許可対象部分 17.45 m²)</p> <p>工 事 種 別 新築</p> <p>1. 事務局の申請理由、計画概要説明</p> <p>申請理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎新築により両建物を往来する利用者が増加することにより、国道 39 号線の交通渋滞を緩和するため ・建物利用者がより安全かつ最短距離で移動できるため ・鉄道、バスの交通結節点である複合交通ゾーンから市庁舎ゾーンの区間に安全かつ最短となる一連のバリアフリー動線の形成が必要となるため <p>計画概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎の 2 階から大通 1 号道路上空通路により、まちきた大通ビル 2 階に連絡する計画 ・上空通路の構造は耐火構造 (鉄骨造) ・上空通路 全長 約 7.3m、天端高さ 約 7.9m、下端高さ 約 4.8m ・通路の幅 構造芯 2.25m、屋内有効 2.0m ・工期 平成 31 年 12 月～平成 32 年 3 月 	

2. 事務局の関係法令等説明

関係法令 ・ 建築基準法第44条第1項ただし書

(道路内の建築制限)

- ・ 建築基準法施行令第145条第2項第三号、同条第3項
(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

関係通達 ・ 昭和32年7月15日 建設省発住第37号

平成 8年3月19日 建設省住指発第90号

(道路の上空に設ける通路の取扱い等について)

3. 事務局の許可基準適合性説明、連絡協議会結果報告

許可基準適合性

・ 建築基準法、建築基準法施行令及び通達の各基準に適合
連絡協議会結果(平成29年6月2日開催)

- ・ それぞれの関係機関より支障のないものと判断され、意見の一致を得たこと報告。

4. 審議

委員より、上空通路の屋根の落雪対策及び信号機の視認性について質疑があり、事務局より、落雪については屋根には融雪ヒーターを設置しているため、屋根に雪が積もることがなく、雪解け水や雨水が道路に流れないようにするため、屋根の軒先に雨どいを設置し、屋根からの水が道路に落ちないように配慮され、雨どいにも凍結防止のためのヒーターが設置されているので支障がないこと、また、信号機の視認性については、大通1号道路の線路側からも信号機の視認に支障がないことを回答し、委員より了解を得る。

5. 議決

- ・ 同意する。